

【住民税残税の納入方法申出書】

6月1日から12月31日間の退職者(正規職員)は必ず提出してください。

死亡退職により支払われる退職手当については、相続税の課税対象になるため住民税は非課税となり、本申出書は提出不要です。

1月1日から5月31日間の退職者は、必然的に特別徴収となり退職手当から控除されるため、本申出書は不要です。

臨時職員は特別徴収対象外のため、提出不要となります。

退職に伴う住民税残税の納入方法申出書

新潟県 教育庁福利課長 様	(注)ゴム印を押印のこと	
	所属名	氏名
	所属コード	職員コード
	▽▽▽中学校	新潟 雪夫
	8 8 8 8 8 8	7 7 0 0 0 7

(注) 該当する番号を○で囲んでください。

- ① 特別徴収により、残税額を納入します。
- 2 (理由:)のため、普通徴収により残税額を納入します。
- わたくしは、
- 3 退職後、他に再就職するため、残税額を納入しません。
- 4 特別徴収による給与所得者ではありません。

日付は和暦で元号から記入してください。

申出年月日 ○●●●年 7月 31日

〒●●●-●●●●

現住所 ●●市●●●●123-45

自宅電話番号 (△△△)△△△-△△△△

職名 教諭

氏名 新潟 雪夫

(注)・この申出書は、毎年6月1日から12月31日までの間に退職し、退職手当の支給を受ける人が請求書に添付するものです。

・日付は和暦で記入してください。

(補足説明)

- 「特別徴収」とは、給料や手当から税金が控除され、県からそれぞれの市町村自治体へ納入する方法で、退職手当から控除されるため、退職者は特に手続不要です。
- 「普通徴収」とは、退職手当により控除せずに、市町村から送付される納付書により、銀行等で退職者が振込み手続をする必要があります。
- 退職後、すぐに再就職する場合は、再就職先で「特別徴収」が継続されるため、退職手当からは控除しません。
- 休職中又は育児休業中の人で住民税が普通徴収されている場合は、4に該当します。また、住民税が課税されていない人も同様に4に該当します。